

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1385号)

平成29年3月16日

横情審答申第1385号

平成29年3月16日

横浜市交通事業管理者 加賀 生雄 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年8月10日交鉄営第410号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「2 平成28年3月24日に交通局が行った受託会社に関する指導及び受託会社からの回答の詳細の分かる文書」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市交通事業管理者が、「平成28年3月24日に交通局が行った受託会社に関する指導及び受託会社からの回答の詳細の分かる文書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「平成28年3月24日に交通局が行った受託会社に関する指導及び受託会社からの回答の詳細の分かる文書」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市交通事業管理者（以下「実施機関」という。）が平成28年4月15日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

平成28年3月に市民から、横浜市営地下鉄特定駅（以下「特定駅」という。）付近に設置されている空き缶入れに駅の清掃員がごみを捨てた旨の意見があった。当該意見を受け、交通局高速鉄道本部営業課（以下「営業課」という。）でそのような事実があるか総合清掃業務委託業者（以下「本件業者」という。）に確認したところ、ごみを捨てた清掃員を特定することはできなかった。しかしながら、当該意見を踏まえ、本件業者に対してより適切な清掃業務を行うよう口頭で指導を行った。また、営業課からの指導を受け、本件業者からは改善する旨の報告を回答として口頭で受けている。したがって、営業課から本件業者に対する指導内容及び本件業者から営業課に対する回答内容の記録については、作成しておらず、本件請求に係る行政文書は保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、意見書、反論書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象行政文書を開示するよう求める。
- (2) 本件事案は審査請求人が3月24日に市民情報室において、情報提供相談の際、担当職員が実施機関に架電し、その後実施機関と直接電話にて他の情報提供とともに請求理由等を含め相談した内容・事実が元になっている。実施機関は「保有文書は作成しておらず、保有していない」と非開示理由で述べているが、審査請求人はこれについて通常の行政の在り方として常識的にあり得ないと考える。まず受電の際、聞き取りメモすら作成しておらず、起案文書等も作成せずに受託会社への指導を組織的に行った行為、受託会社からの回答も組織的に共有しないなど、不誠実かつずさん極まりない行為である。
- (3) 実施機関は当該文書を作成義務がなく、必要性がないので作成しなかった趣旨（口頭による指導・回答で済ませた。）であるが、作成義務はなくとも行政文書を作成することが適切な場合もあること、いたずらに実施機関の裁量により文書化を免れてしまわないよう、丁寧な説明が求められることは言うまでもない。
- (4) 本件事案では、市委託業者の近隣居住者宅へごみの不法投棄が対象となっており、刑事・民事とも問題となり得る事項である。このような重大事項を明示的な作成義務がなければ作成するかどうかの判断は実施機関がまったく自由にできるものでなく、合理的な判断が要請される。しかしながら、実施機関から一切そのような説明がない。
- (5) 審査請求人は、平成28年3月2日の20時頃に、制服を着た者が特定駅近隣にある審査請求人の自宅にある飲料自動販売機に設置した空き缶入れに、ちり取りで集めたごみを捨てているのを目撃した。これについて交通局は、本件業者には確認は電話で済ませたと、今後注意するよという回答だった。審査請求人は、民間のホテル関係に在籍していたことがあるが、苦情があるとどんなささいなものも日報に記載していた。全く想像していなかった対応である。

5 審査会の判断

- (1) 高速鉄道駅総合清掃業務委託に係る事務について

本件請求に係る高速鉄道駅総合清掃業務の委託については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5に基づき、一般競争入札により、入札の実施に係る事務手続を行い、落札した業者に当該業務を委託している。

高速鉄道駅総合清掃業務に係る委託契約は1年度単位となっており、毎年、当該委託に係る入札が行われている。委託業者への支払は1年度分をまとめて支払

うのではなく、部分払いをしているため、委託業者から作業完了報告書を毎月受領することで、履行済み部分に係る委託業務が完了した旨の報告を月報として受けている。

交通局から委託業者に対する指導は、文書又は口頭で行っており、文書で行った指導に対してはてん末書を提出させ、口頭で行った指導に対しては口頭で報告を受けている。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、特定駅において平成28年3月2日に、本件業者の従業員が審査請求人の自宅敷地にある飲料自動販売機横に設置された空き缶入れに駅の清掃で集めたごみを捨てたという、審査請求人の主張に基づき、営業課が本件業者に対して平成28年3月24日に行った指導及び指導に対する本件業者からの回答の詳細が分かる文書である。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関は、本件審査請求文書は作成しておらず、保有していないと説明しているため、当審査会で、平成29年1月19日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 審査請求人が当初主張していた、平成28年3月2日20時頃に本件業者の従業員が飲料自動販売機横に設置された空き缶入れに清掃で収集したごみを廃棄したという事実（以下「審査請求人の主張に係る事実」という。）について、実施機関は、本件業者に対して口頭で審査請求人の主張に係る事実があったか否かを確認した。本件業者からは、当日勤務していた従業員に確認したところ、審査請求人の主張に係る事実は確認できなかったとの回答があった。

なお、本件業者の従業員が当日退出した時刻は作業日報の記録によると17時5分であった。

(イ) 実施機関は、審査請求人の主張に係る事実がなかったと認識したものの、審査請求人の主張に係る事実のような疑いを持たれることのないよう、従業員へ注意喚起するよう口頭で指導した。したがって、本件業者に対して文書による指導は行っておらず、文書による回答も求めている。

(ウ) 審査請求人は、別の開示請求で作業日報を確認しており、その後は審査請求人の主張に係る事実について、本件業者の従業員ではなく特定駅の駅員が行ったと主張している。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

審査請求人は審査請求人の主張に係る事実が発生した時刻は20時頃であったと主張するが、本件業者の従業員の退出時刻が作業日報の記録では17時5分であることを考えると、実施機関が審査請求人の主張に係る事実がなかったと認識したことは不自然ではない。その認識のもとに本件業者とのやりとりを口頭で行ったという実施機関の説明は、不自然ではなく、そのほかに本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。

したがって、本件審査請求文書を作成しておらず、保有していないとの実施機関の主張は是認できる。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を作成し、又は取得しておらず保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年8月10日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年8月23日 (第294回第一部会) 平成28年8月26日 (第298回第二部会) 平成28年9月1日 (第200回第三部会)	・諮問の報告
平成28年9月16日	・審査請求人から意見書を受理
平成28年10月5日	・実施機関から審査請求人の反論書の写しを受理
平成28年12月1日 (第204回第三部会)	・審議
平成28年12月22日 (第205回第三部会)	・審査請求人の意見陳述 ・審議
平成29年1月19日 (第206回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成29年2月2日 (第207回第三部会)	・審議
平成29年2月16日 (第208回第三部会)	・審議